

平成21年  
10月より

## 住民税が年金から 特別徴収（天引き）されます

現在、年金を受給していて、住民税を納税する義務のある人には、年4回、役場や金融機関に出向いて、住民税を納めていただいています。平成21年10月より、特別徴収制度が導入され、年金を支給する年金保険者が住民税を年金から天引きし、町へ直接納入しますので、この制度により納税の手間が省かれます。



- ◆対象者 4月1日現在、65歳以上の年金受給者で住民税の納税義務のある人
- ◆実施時期 平成21年10月の年金支給分から

ただし、介護保険料が年金から天引きされていない人、天引きされる住民税額が老齢基礎年金の額を超える人や障害年金および遺族年金受給者などは、対象となりません。

### □平成21年度の納め方

徴収方法	普通徴収		特別徴収		
	上半期		下半期		
期別	上半期		下半期		
年金支給月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収税額	年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6

※上半期（6月、8月）は、これまでどおり普通徴収（納付書や口座振替）されます。

※下半期（10月、12月、2月）は、年金から特別徴収（天引き）されます。

### □平成22年度以降の納め方

徴収方法	特別徴収					
	上半期（仮徴収）			下半期（本徴収）		
期別	上半期（仮徴収）			下半期（本徴収）		
年金支給月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収税額	前年の10月から翌年の3月までに納付した額の1/3			年税額から仮徴収された額を差し引いた額の1/3		

※上半期（4月、6月、8月）は、前年度の下半期の額と同額を特別徴収（天引き）されます。

※下半期（10月、12月、2月）は、本年度年税額から仮徴収された額を差し引いた額の1/3を年金から特別徴収（天引き）されます。



※新たな税負担が生じるものではありません。

\*\*\* 問い合わせ \*\*\*

鞍手町役場税務住民課 税務班

☎ 42局2111 内線 233・234

総務省 <http://www.soumu.go.jp/>

全国地方税務協議会 <http://www.zenzeikyo.jp/>

# 住民税

年金から  
天引きが  
始まり  
ます